

前原横渚海岸周辺の魅力づくりに関する計画策定支援業務委託予定事業者選定審査会設置要領
(案)

(設置)

第1条 前原横渚海岸周辺の魅力づくりに関する計画策定支援業務公募型プロポーザルの実施に当たり、委託予定事業者を厳正かつ公平に選定するため、前原横渚海岸周辺の魅力づくりに関する計画策定支援業務委託予定事業者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 企画提案書等及びプレゼンテーションの評価
- (2) 委託予定事業者の選定
- (3) その他委託予定事業者の選定に関し必要と認める事項

(組織)

第3条 審査会は、次に掲げる職にある者を委員として組織する。

- (1) 参事
- (2) 観光課長
- (3) 前原横渚海岸周辺の魅力づくりに関する検討委員会委員（18名）

2 前項の委員のほか、委員長が必要と認めるときは、同項各号に掲げる委員以外の者を委員とすることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 審査会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、参事をもって充てる。
- 3 副委員長は、観光課長をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 審査会は、会議のため必要があると認めるときは、関係職員その他関係者を出席させ、当該職員等から意見を徴し、又は当該職員等に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の非公開)

第6条 審査会の会議は、非公開とする。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、観光課において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成28年9月 日から施行し、鴨川市長が委託者を決定した日限り、その効力を失う。